



基安化発第0214001号
平成19年2月14日

社団法人日本化学工業協会会長
社団法人日本造船工業会会長
社団法人日本鉄鋼連盟会長
社団法人日本防衛装備工業会会長
日本鉱業協会会長

】 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長

アスベスト製品の代替化の進捗状況、計画の報告について

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素より御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、アスベスト含有製品については、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第257号。平成18年9月1日施行）により全面禁止されたところですが、国民の安全上の観点等から実証試験等が必要なものとして、一部の業種で使用される特殊な用途のパッキン等については、製造等の禁止が猶予され、改正政令にポジティブリストとして掲げられています。

一方、ポジティブリストに掲げられた製品についても、平成18年1月18日付け基安発第0118001号（以下「0118001号通達」という。）をもって、貴団体に対して、代替製品メーカーと協力して実証試験等を行い、代替化が可能とされたものから速やかに非アスベスト製品への代替化を行うこと等について要請しているところです。

こうした中、今般、関係業界団体からその一部の製品について代替化の見通しがついたとの報告を受けたところであり、その報告を踏まえ、別添のとおりそれらの製品を所定の手続きを経て、製造等を禁止することといたします。

代替化の見通しがついた製品については、0118001号通達の記の1の「報告書において禁止が猶予されているもの以外のアスベスト製品」と同様法令の整備を待つまでもなく速やかな代替化が求められます。

また、今回の見直し後もポジティブリストに残る製品については、引き続き、0118001号通達の記の2により代替化に向けての実証試験等が行われているものと存じますが、今後の更なるポジティブリストの見直しに向けて、その状況を把握する必要があることから、下記により当職宛にアスベスト製品の代替化の進捗状況、計画の報告をお願いいたします。

なお、代替化の進捗状況について特筆すべきことがあれば、随時報告をお願いいたします。

記

1 報告の内容

ポジティブリストの製品毎の代替化の進捗状況、見通しについて、できるだけ具体的な時期を示した上で報告すること。また、実証試験において、なお代替化が困難であると判断され、施設・設備・機器等の設計、施工方法の変更等を検討したものについても、その変更等の期限をできるだけ具体的に示すこと。

2 上記の1について貴団体において取りまとめ、平成19年8月31日までに当職あて報告を行うこと。なお、報告については厚生労働省において公表することがあること。

《問い合わせ、報告先》

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課衛生対策班

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

(代表) 03-5253-1111 (内線) 5515

(直通) 03-3502-6756

(FAX) 03-3502-1598

ポジティブリストの見直しについて

現在、製造等禁止が猶予されている製品のうち、下記ポジティブリストの1のハ、1のニの一部及び4のロについて削除する。(下線部分)

	製品名	用途・条件
1	ジョイントシートガスケット	イ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので100℃以上の温度の流体又は3MPa以上の圧力の流体を取り扱う部分に使用されるもの
		ロ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので径1500 mm以上の大きさのもの
		ハ 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので、250℃以上の高炉ガス、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの
		ニ 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設又は非鉄金属製造業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので、450℃以上の硫酸ガス、亜硫酸ガスを取り扱う部分に使用されるもの
		ホ 国内において製造される潜水艦に使用されるもの
2	うず巻き形ガスケット	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので400℃以上の温度の流体又は300℃以上の温度の腐食性の高い流体（pH2.0以下又はpH1.5以上のもの、熔融金属ナトリウム、黄りん又は赤りん）、浸透性の高い流体（塩素ガス、塩化水素ガス、フッ素ガス、フッ化水素ガス又はヨウ素ガス）、酸化性の流体（硝酸、亜硝酸、硫酸、クロム酸又はそれぞれの塩）を取り扱う部分に使用されるもの
3	メタルジャケット形ガスケット	国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので1000℃以上の高炉送風用熱風を取り扱う部分に使用されるもの
4	グランドパッキン	イ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので400℃以上の温度の流体又は300℃以上の温度の酸化性の流体（硝酸、亜硝酸、硫酸、クロム酸又はそれぞれの塩）を取り扱う部分に使用されるもの
		ロ 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので500℃以上の転炉、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの
		ハ 国内において製造される潜水艦に使用されるもの
5	断熱材	国内において製造されるミサイルに使用されるもの
6	原材料	1～5の製品の原料又は材料として使用されるもの

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第257号）附則第3条